國學院大學学術情報リポジトリ

中古和文における「命令形ヨ」・「命令形ヤ」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 富岡, 宏太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000908

中古和文における「命令形ヨ」・「命令形ヤ」

富岡宏太

一、本稿の目的

中古の和文資料には、命令形に助詞ヨ・ヤを下接させた、次のような表現が見られる。

（1）〔源氏→若紫〕「今さらに、など忍びたまふらん。この膝の上に**大殿籠れよ**。いま少し寄りたまへ」〈『源氏物語』、若紫、一八二・七〉

（2）〔空蟬→軒端荻〕「**待ちたまへや**。そこは持にこそあらめ。このわたりの劫をこそ」などいへど、……。〈『源氏物語』、空蟬、八七・一三〉

（1）は命令形にヨが、（2）はヤが下接したものである（以下、それぞれ「命令形ヨ」・「命令形ヤ」と呼ぶ。また、命令形単独で終止するものを「命令形」と呼ぶ）。

本稿では、両者の違いを明らかにすることを目的とする。

二、先行研究

「命令形ヨ」と「命令形ヤ」とについての先行研究には、大きく分けて二つのものがある。

一つは、文脈に基づく解釈によって両者の違いを示した川上徳明（二〇〇五）である。川上は、「命令形ヨ」について「主として愛すべき、可憐な対象に、優しく愛しびの情を込めて語り掛ける」（七五一頁・二行）ものとし、「命令形ヤ」について「焦燥、苛立ち等、話し手の昂った感情

の表われと解すべきものが多い。」（七五五頁・九行）とした。

そしてもう一つは、人物関係や場面から分類した、柴田敏（一九八八）である。柴田は、「命令形ヨ」を「『話し手』が『聞き手』に対して好意や期待を持っている場合に使用される形式で、（中略）公的な『場面』よりも私的な『場面』で使用される」（四四頁・下・一一行）ものとし、「命令形ヤ」を「直截的な要求表現」、「『聞き手』への心情的な配慮や、周囲への社交的な配慮は稀薄で、『話し手』の要求を遠慮なく、時に高圧的に、時に大らかに呈示する形式」（四六頁・上・一二行）とした。

これらの研究は、確かに両者の重要な側面を記述しているが、より言語表現としての側面に注目した、客観的な研究が求められる。そこで本稿では、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」両者の表現可能な範囲と、指示内容を実行するかどうかについての聞き手の選択権の有無、「行為指示」の緊急性という観点から、両者の違いを導き出していく。

三、資料と用例

資料として、次の一〇作品を調査した[1]。それぞれの例数を〔表一〕に挙げる。

〔表一〕

	ヨ	ヤ
うつほ物語	10	29
蜻蛉日記	1	1
落窪物語	1	
枕草子	1	
源氏物語	15	10
堤中納言物語	2	
更級日記		1
夜の寝覚	4	1
狭衣物語	4	2
栄花物語	1	
合計	39	44

「命令形」の例は、『源氏物語』だけでも六四六例も見られるのに対して、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」はすべての資料の例数を併せても、それぞれ三九例、四四例と僅少である。しかし、例数が少数でありながら、複数の作品に「命令形ヨ」・「命令形ヤ」の例が存在するからには、なんらかの表現価値を有している可能性が考えられる。

四、命令形による表現の範囲

四・一「命令形」が表す範囲

まず、「命令形」による表現を、聞き手の存在の有無、話し手が聞き手による行為の実行を望んでいるか、の二つの観点から、「行為指示」「希求」「放任」の三種に分類する。組み合わせとしては、四種が想定されるが、聞き手も動作の実行の望みもない例は想定しにくく、実例も見られない。以上を〔表二〕に示す。

〔表二〕

		動作実行の望みの有無	
聞き手の存在の有無	有	行為指示	放任
	無	希求	—

この三種にはそれぞれ、次の様な例が該当する。

(3)白き扇のいたうこがしたるを、〔童→惟光〕「これに置きて（源氏ニ）**まゐらせよ**、枝もなさけなげなめる花を」とて、……。〈『源氏物語』、夕顔、一〇二・六〉

(3)は、聞き手として惟光が存在し、話し手の童は「まゐらす」という行為の実行を望んでいる。このような表現が「行為指示」である。

(4)〔薫〕「昔の御心忘れぬ方を深く**見知りたまへ**」と思す。〈『源氏物語』、椎本、一五七九・一〇〉

(4)は、薫が、自らの心情を姫君たちにも理解してほしいと願う場面である。ここでは、地の文に「思す」とあり、聞き手は想定できないが、「見知る」ことを望んでいる。これが「希求」である。

(5)〔左馬頭→女〕「かくおぞましくは、いみじき契り深くとも、絶えてまた見じ。限りと思はば、かくわりなきもの疑ひは**せよ**。……。」〈『源氏物語』、

帚木、四九・一三〉

（5）では、左馬頭は女に疑われることを望んでいない。「二人の縁をこれで終わりだと思うなら、勝手に疑え」と言うのみである。これが「放任」である。

「命令形」の表現には、以上の三種が存在する。

四・二「命令形ヨ」・「命令形ヤ」が表す範囲

一方、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」には、「行為指示」の例しか存在しない。

（6）〔兼家→自分の子供〕「いまゐていなん、車よせば、ふと**乗れよ**」とうち笑ひて、いでられぬ。〈『蜻蛉日記』、二六八・二〉

（7）〔薫→浮舟〕「心より外に見えざらん程は、これを**見たまへよ**」とて、……。〈『源氏物語』、浮舟、一八七九・一〉

（6）は、兼家から自分の子供への、（7）は、薫から浮舟への発話である。「命令形ヨ」は、このように、つねに聞き手が存在し、話し手は聞き手に対して行為の実行を望んでいる。

この特徴は、「命令形ヤ」にも共通する。

（8）〔太夫監→玉鬘乳母〕「**待てや**、こはいかに仰せらるゝ」とゆくりかに寄り来たるけはひに、おびえておとど（＝乳母）色もなくなりぬ。〈『源氏物語』、玉鬘、七二七・一〉

（9）〔内大臣→夕霧〕「……。今日の御法の縁をもたづね思さば、罪許**したまひてよや**。……」〈『源氏物語』、藤裏葉、九九八・一二〉

（8）は待つように、（9）はこれまでの冷遇の罪を許すように、求めている。

以上、聞き手の存在の有無・動作実行の望みの有無という観点から比較した結果、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」ともに、「行為指示」の例しかなく、したがって、聞き手への伝達性が強い表現であると言える。

五　聞き手・話し手、それぞれの視点から見た特徴

五・一　聞き手の選択権の有無について

ここでは、聞き手側・話し手側それぞれの視点から、「行為指示」の表現を分析する。はじめに、特に聞き手側の視点から分析を行う。具体的には、指示内容を実行するかどうかについての、聞き手の選択権の有無を問題にする。その判断基準は、話し手が聞き手を敬語で待遇するかどうかである。話し手が聞き手を敬語で待遇する場合、少なくとも言語表現上は、聞き手を高く遇している訳であり、強制力のある行為指示とは言い難いからである。(2)

まず、「命令形」の場合、聞き手（＝行為の実行者）に敬語を用いて待遇する例も、用いない例も、ともに相当数見られる。一例ずつ挙げる。

(10)〔妹尼→浮舟〕「これ**御覧じ入れよ**。……」〈『源氏物語』、手習、二〇四四・一二〉

(11)〔三条乳母→右近〕「なほ**さしのぞけ**。われをば見知りたりや」とて、……。〈『源氏物語』、玉鬘、七三四・二〉

次に、「命令形ヨ」では、敬語を用いる例が二八例、用いない例が一一例である。敬語を使用しない例もあるが、使用する例の方がかなり多いと言えよう。

(12)〔中納言→対の君〕「……。この暮れを、いとしのびやかにて**待ちたまへよ**」とのたまへば、……。〈『夜の寝覚』、巻一、五八・一五〉

(13)〔狭衣→若君〕「……。時々は、宮の御前に**大殿籠れよ**。明日は疾く参らん」と申したまふを、……。〈『狭衣物語』、巻三、三一八・一一〉

(14)〔源氏→小君〕「……。あこは我が子にてを**あれよ**。この頼もし人は行く先短かりなん」とのたまへば、……。〈『源氏物語』、帚木、七五・九〉

(12)（13)は、聞き手を尊敬語で待遇した例であり、(14)は敬語を用いない例である。

最後に「命令形ヤ」だが、敬語を用いる例が二三例、用

いない例が二一例である。「命令形ヤ」においては、敬語の使用例・不使用例は、ほぼ同数である。

(15)〔妹尼→浮舟〕生けるやうにもあらで、さすがに目をほのかに見あけたるに、「物**のたまへや**。いかなる人かかくてはものしたまへる」といへど、……。〈『源氏物語』、手習、一九九四・一一〉

(16)〔源氏→女房〕「若き人々、渡殿の戸開けて、物**見よや**。……」〈『源氏物語』、蛍、八一二・一〇〉

「命令形ヨ」・「命令形ヤ」ともに、敬語によって聞き手を待遇した例が多く見られるが、中でも「命令形ヨ」における敬語使用の多さが特に目に付く。

以上の結果から、「命令形ヨ」を「命令形ヤ」と比較した場合、前者が特に、聞き手の選択権を優先する表現だということができる。

五・二　話し手の視点から見た表現性の違いについて

今度は特に、話し手側の視点から、両表現の違いを、「命令形」の例も踏まえて考えていくことにする。具体的には、話し手の指示に「緊急性」があるか否かについてである。

「行為指示」の中には、話し手が聞き手に対して即時の行動を求める場合と、そうでない場合がある。前者を緊急性があるもの、後者を緊急性がないものとする。「命令形」の例を参考に見てみる。

(17)〔源氏→朧月夜〕「なほ**名のりしたまへ**。いかで聞こゆべき。かうてやみなむとは、さりとも思されじ」とのたまへば、……。〈『源氏物語』、花宴、二七二・六〉

この場面は、源氏と朧月夜の初対面の場面であり、源氏は相手の女性が誰か、正確にはわかっていない。よって、今すぐここで名乗ってほしいのである。

(18)〔左大臣→源氏〕「……、人目もいと乱りがはしう心弱きさまにはべるべければ、院などにも参りはべらぬなり。ことのついでには、さやうに**おもむ**

け奏せさせたまへ。……。」〈『源氏物語』、葵、三一五・五〉

(18)は、左大臣から源氏に、内裏に参上しない理由を奏上してくれるよう頼む場面である。「ことのついでには」とあるので、即時の行為要求ではない。本稿では、(17)のような例を緊急性のある例、(18)のような例を緊急性のない例とする。

このような視点から、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」について見ていく。

まず、「命令形ヨ」には、緊急性があるものも、ないものも存在する。

(19)〔源氏→軒端荻〕「人知りたる事よりも、かやうなるはあはれも添ふ事となん、昔人も言ひける。**あひ思ひたまへよ**。……。」〈『源氏物語』空蟬、九二・五〉

(19)は、源氏と軒端荻が契りを交わす場面であり、源氏は今、自分を思ってほしいのである。

(20)〔柏木→女三宮の女房の小侍従〕「……。深き過ちもなきに、見合わせ奉りし夕べの程より、やがてかき乱り、惑ひそめにし魂の、身にも帰らずなりにしを、かの院のうちにあくがれありかば、**結びとどめたまへよ**」〈『源氏物語』、柏木、一二三一・七〉

(20)では、柏木が望む、行為の実行の時期は今ではない。柏木の魂が「あくがれありかば」、その時に「結びとどめ」てほしいのである。

(21)〔僧都→浮舟（消息）〕「時々は山におはして**遊びたまへよ**。……。」とうち語らひたまふ。〈『源氏物語』、夢浮橋、二〇六二・一〉

山に来るように求める消息だが、今すぐにと言っているわけではない。「時々は」である。実行の時期は聞き手に

ゆだねられている。

(22)〔衛門督→落窪姫君〕「いとよく思したり。ここにもさなん思ひつる。さらば年のうちに**したまへよ**。いと頼もしげなくなん見えたまふ。」とて、明くる日よりいそぎたまふ。〈『落窪物語』、巻三、一九五・一一〉

これは、父の御八講を行うよう要求しているものである。ここでも、すぐ行う必要はない。「年のうち」であれば、いつでもいいのである。

一方、「命令形ヤ」には、緊急性のある行為指示しかない。

(23)〔先払いの従者→車引きの童〕先なるをのこども、「とう**促せや**」など、おこなふ。〈『蜻蛉日記』、一六七・一六〉

京へ移動中の道綱母の前に突然、兼家の従者が現れた。そこで車を止め、話していると、先払いの従者が(23)のように言う。敬語は使用されていないので、聞き手は車を引く童と考えられる。一行は京への到着が遅れており、今すぐ前へ進みたいのである。

(24)〔物の怪→験者〕さすがにいみじう調ぜられて、心苦しげに泣きわびて、「すこし**ゆるへたまへや**。大将に聞こゆべき事あり」とのたまふ。〈『源氏物語』、葵、二九八・一〉

物の怪にとって誦経の継続は、苦痛の継続を意味する。よって、今すぐやめてもらう必要がある。

(25)〔薫ノ〕かたち用意も常よりまさりて、乱れぬ様にをさめたるを見て、〔夕霧→薫〕「右のすけも声**加えたまへや**。いたう客人だたしや」とのたまへば、……。〈『源氏物語』、匂宮、一四四一・八〉

この例は、賭弓の還饗に招かれ、参加している薫が行儀よくしているのを見た夕霧の発話である。これもまた、い

ますぐ「声を加え」てほしいのである。

以上、話し手側の視点から両者を比較し、「命令形ヤ」が、緊急性のある行為指示に限られるという点で、「命令形ヨ」とは異なることを述べた。

五・三「命令形ヨ」と「命令形ヤ」の特徴のまとめ

ここまで、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」を、「命令形」の例も交えながら比較してきた。それを、以下にまとめる。

・「命令形ヨ」も「命令形ヤ」も、聞き手の存在が必須で、行為の実行が望まれている。つまり「行為指示」の例しかない。その点で伝達性が強い表現である。

・聞き手に選択権があるかという点で見ると、特に「命令形ヨ」に、聞き手に選択権がある例が多い。

・話し手側の視点で見ると、緊急性のある行為指示に限られるのが「命令形ヤ」の大きな特徴である。

このような見方は、「命令形」と、「命令形ヨ」もしくは「命令形ヤ」が一連の文脈で用いられる場面、また、「命令形ヨ」・「命令形ヤ」が同一人物間で用いられる場合に、より鮮明になる。

六　複数の形式が併用される場合

六・一　「命令形」と「命令形ヨ」とが一連の文脈で用いられる場合

まず、「命令形」と「命令形ヨ」とが一連の文脈で使用される例を検討する。

(26)〈源氏→若紫〉「今さらに、など忍びたまふらん。この膝の上に**大殿籠れよ**。いま少し寄りたまへ。」

〈『源氏物語』、若紫、一八二・七（(1)の再掲）〉

源氏から若紫への発話である。この「大殿籠れ」と「寄りたまへ」という二つの行為指示のうち、実現可能性が低いのは、前者の方である。実現可能性が低い事を指示する場合、その分、聞き手に配慮が求められ、その結果、聞き手の選択権を尊重した表現がとられることになる。そこに「命令形ヨ」が使用されている。[3] やはり「命令形ヨ」は聞き手の選択権を優先する表現である。

こう考えると、なぜ「寄りたまへよ」でないのかという

問題も解決する。それは「寄る」という動作の実行が「膝の上に大殿籠る」よりも容易で、聞き手への配慮が、より少なくて済むからだと説明できる。

六・二　「命令形」と「命令形ヤ」とが一連の文脈で用いられる場合

「命令形」と「命令形ヤ」とが連続する例には、次のようなものがある。

(27)〔対の君カラ〕「〔中の君ニ対シテ〕大殿籠れ。〔女房ニ対シテ〕御格子も、更けぬらむ、人々**まゐりたまへや**」〈『夜の寝覚』、五六・二〉

この行為指示で見逃してはならないのは、挿入句の「更けぬらむ」である。つまり、今はもう「更けてしまっているだろう時間」なのである。そこで早く閉めてもらう必要がある。聞き手である女房に配慮している猶予はない。直前の中の君に対する「大殿籠れ」という指示が「命令形」であるのも、御格子を下ろす事に比べたら、緊急性が低いからだと言える。

さらに、次のような例もある。

(28)〔預かりの子ガ〕紙燭もて参れり。右近も動くべき様にもあらねば、〔源氏ハ〕近き御几帳を引き寄せて、〔源氏→預かりの子〕「なほもて参れ」とのたまふ。〔預かりの子ハ〕例ならぬ事にて、御前近くもえ参らぬつゝましさに、長押にもえ上らず。〔源氏→預かりの子〕「なほ**もて来や**。所にしたがひてこそ」と、召し寄せて見たまへば、……。〈『源氏物語』、夕顔、一二四・一二〉

「なほもて来や」は、紙燭を「なほもて参れ」という指示に、預かりの子が従わなかった直後の発話に用いられている。よっていますぐ行為を実行してもらう必要があり、「命令形ヤ」を用いたと考えられる。以上、「命令形」と共起した場合にも「命令形ヤ」の緊急性は証明される。

六・三　「命令形ヨ」と「命令形ヤ」とが同一人物間で使用される場合の比較

さらに、「命令形ヨ」と「命令形ヤ」とで、違いを観察することも可能である。この観察をするうえで好ましい条件は、話し手と聞き手とが同一で、命令形となる動詞も同一であることである。この条件に合う例が一組だけある。『源氏物語』〈夕霧〉における夕霧から雲居の雁への発話である。

(29)「あさましう、こはいかにしたまふぞ。あなけしからず。六条の東の上の御文なり。……。**見たまへよ**。懸想びたる文の様か。さてもなほなほしの御様や。……。」と、打ちうめきて、……。〈『源氏物語』、夕霧、一三三一・一一〉

夕霧が落葉の宮からの消息を読もうとしたところ、背後から忍び寄ってきた雲居の雁に奪われてしまった。それに対する夕霧の発話である。ここでは、その消息が母親代わりの花散里からの物だと嘘をつき、「見たまへよ」と言っている。

この発話については、実際には見られたら困る消息であるため、相手の選択権を優先する「命令形ヨ」が選択されたと考えられる。

一方、同じく夕霧から雲居の雁に、「命令形ヤ」を使用した例が、右の(29)の後に見られる。

(30)「……。またよし、**見たまへや**。命こそ定めなき世なれ。」〈『源氏物語』、夕霧、一三六五・八〉

(29)の一件以降も、夕霧に対する雲居の雁の不信感はますます強まっていく。(30)は、そうした状況下での発話である。この発話の前半で、いかに自分が雲居の雁一筋であったかを、後半で自分たちに子供がいることから、雲居の雁が自分のもとを離れられないことを述べる。そのうえで、「またよし、見たまへや」と言う。何を見るのかと言えば、自分の雲井の雁への思いの深さである。ここでは、いますぐ見てもらえなければ、雲居の雁の不信感も、夕霧自身の精神的苦痛も続くことになる。よって、「命令形ヤ」が使

用されたと考えられるのである。

七　本稿の結論と今後の課題

以上の考察に基づいて、「命令形ヨ」と「命令形ヤ」とについての本稿の見解を述べる。

1「命令形ヨ」と「命令形ヤ」とは、ともに「行為指示」の例に限られる。よって、聞き手への伝達性の強い表現である。

2「命令形ヨ」は、聞き手の選択権を待遇表現によって明確に表す例が特に多いことから、選択権を優先する表現といえる。「命令形ヨ」について、柴田敏（一九八八）がいう「好意や期待を持っている場合」や、川上徳明（二〇〇五）がいう「愛しびの情」を表現する場合に使用されるのは、「命令形ヨ」が聞き手の選択権を優先する結果として現れる表現性の一部だと考えられる。

3「命令形ヤ」は、話し手が即時の行為の実行を求める例に限られる点で、緊急性の高い表現であると考えられる。柴田敏（一九八八）のいう、「『聞き手』への心情的な配慮や、周囲への社交的な配慮は稀薄で、『話し手』の要求を遠慮なく、時に高圧的に、時に大らかに呈示する」という特徴も、川上徳明（二〇〇五）のいう「焦燥、苛立ち等、話し手の昂った感情の表われと解すべき」場面に用いられるという特徴も、「命令形ヤ」の緊急性の高さから説明が可能である。

4「命令形ヨ」が選択権を優先する表現となるのは、森野崇（一九九四）が、助詞ヨの機能を「呼びかけ」としたことと関係があると思われる。つまり、指示内容を聞き手に呼びかけるため、聞き手は必須である。また、呼びかけているだけなので、強制力は強くなく、聞き手の選択権を優先する表現となる。以上のように、ヨの機能を「呼びかけ」と考えれば、緊急性がある例もない例も見られる事も説明がつく。

さらに4の特徴は、命令形の活用語尾として、ヤでなくヨが選択されたことと関係がある可能性がある。

上代には、一・二段、サ変、カ変の動詞命令形が、ヨを必須としなかったことが―つまり、ヨが活用語尾の一部ではなく、助詞であったことが―、つとに知られている（森

野宗明一九六九など）。このように、助詞ヨが下接した形式が一語化し、一つの活用形を構成するようになったことは、「命令形ヨ」が緊急性において、特徴的な形式ではなく、より表現性の幅を持ったものであったことと、関係がある可能性が考えられる。[4] ただし、この命令形の活用語尾としてのヨの発生に関しては、さらなる調査・検討が必要である。今後の課題としたい。

なお、「命令形ヤ」が緊急性のある表現に限られる理由については、いまだ十分に明らかにされているとは言い難い。これを明らかにするには、従来「強意」や「詠嘆」といった言葉で説明されてきた、他の語や文に下接するヤにも、注目していく必要がある。これもまた、今後の課題とする。

注

（1）テキストは、『うつほ物語』は『うつほ物語の総合的研究』（勉誠出版）、『源氏物語』は池田亀鑑『源氏物語大成校異篇』（中央公論社）、その他の作品は、岩波書店の日本古典文学大系を使用した。引用例の表記は私意による（巻名・巻数の下の数字は、頁・行を示す）。上記の他、『竹取物語』『土左日記』『大和物語』『平中物語』を岩波の日本古典文学大系をテキストとして調査したが、一例も見られなかったため、表からは除外した。

（2）もちろん、「敬語の使用の有無＝実際の場面での選択権の有無」とは、必ずしも言えない。しかし、場面の解釈に基づく検討では、主観的判断によって、結果に揺れが生じる可能性が高いため、本稿ではこのような方法によった。

（3）この点に関しては、異なる解釈も可能である。ここでの「大殿籠る」は、本来の「部屋に入ってお休みになる」という意ではないため、比喩的である。しかも、どこに「大殿籠る」のかというと、膝の上である。つまり、ここでの「大殿籠れよ」を、からかった発話と捉え、行為の実行をそれほど望んでいないので、選択権を優先する「命令形ヨ」が使用されたと考えることも可能である。

（4）中古の段階では、ヨが既に活用語尾として定着しており、ヨを含む全体が一語となっているため、さらにヤを下接して「命令形ヤ」を構成することが可能である。

参考文献

川上徳明（二〇〇五）『命令・勧誘表現の体系的研究』おうふう

柴田敏（一九八八）「古典作品における要求表現の諸形式―命令形＋終助詞の各形式について―」『日本語と日本文学』八号

森野崇（一九九四）「平安時代における終助詞「よ」の機能」『秋草短期大学紀要』一一集

森野宗明（一九六九）「中古における特殊な命令表現形式―儀式用語を中心にして―」『月刊文法』二巻二号

付記　本稿は、平成二五年度國學院大學国語研究会前期大会で発表した内容を、加筆・修正したものである。発表に際して、貴重なご指摘、ご教示を賜った先生方・参加者の方々に御礼申し上げます。